

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料1-1

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性			
					重要性	（委員からの意見）	関連性	（委員からの意見）	必要性	（委員からの意見）	必要性	（委員からの意見）
1	大阪府 道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>当該法人は、平成29年度当初を目途に道路公社路線も含めた料金体系の一元化を目指すなど、ハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に取り組んでいる。公社が道路事業者として府と一体的立場に立って協議に参画し、同構想を実現するためには、府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○道路整備特別措置法に基づく幹線道路の維持管理と道路サービスの提供、及び、防災対策の強化</p> <p>○中期経営計画に基づく計画的な建設費の償還</p> <p>○近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向けた公社道路の移管</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○道路管理者として責任ある道路の維持管理の統括</p> <p>○中期経営計画を踏まえ、業務効率化によるコスト縮減や有料道路の利用促進に取り組む、計画的な建設費の償還を推進</p> <p>○公社道路移管に向けた、大阪府・国・高速道路会社等との協議の推進と、移管の進捗状況を踏まえた社のあり方の検討</p>	<p>【A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設的な部分が多いため、長期間の取組みと進行管理が必要であり、よくやっていると思う。 ハイウェイオーソリティー構想の推進、賃面有料道路の移管など、取り組むべき課題の困難度は高く重要であるため。 <p>【B】</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃面有料道路の移管に向け、府が一定程度関わる必要性あり。 最重要目標である借入金は、実質的にゼロを達成。移管すべき道路も最大料金収入道路も含め3/4移管。 移管路線が、前回よりも減少し、残り1路線であるが、この路線についての関係者との調整等は必要。道路の維持管理、防災対策等は引き続き必要。 所管していた道路5路線のうち、3路線の移管が終わり、今後移管予定であるのは1路線になったことで、ハイウェイオーソリティー構想推進の必要性は認められるものの、法人の課題としては従前と比べ少なくなったのではないかと。 重要と考える。ただし、移管のスケジュールなど不明な点は問題。 	<p>【A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の維持管理、各所との調整があり、関連性が認められる。 賃面有料道路の移管に向けて、府の政策課題に連携して推進する必要があるため。 <p>【B】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公社道路移管へ向けた関係機関との協議推進に関し、関連性が一定認められる。 国と民が絡んだ同時進行が必要な事業のため、役員としても組織としても意見を押し通せない中、徐々に進められていると感じる。 目標達成がなされてきたことに伴い業務が縮小しているため、常勤ではなく非常勤で十分対応できると考える。 今後も1路線を移管する必要がある、NEXCOと交渉を続ける関係上、一定の関連性はあると思われる。 現状では関連するが、大橋を除いて移管に目途がつけば必要無。 	<p>認一 2</p> <p>条一 5</p> <p>不可一 0</p>	<p>【認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公道は、使用者を優先して考えないとならない。双方が相当の関与は要る。 <p>【条件付きで認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハイウェイオーソリティー構想の推進に関し必要性が認められる。 常勤ではなく非常勤。 道路の管理、維持について、国や他府県市との協議を続ける必要があることを考えると、一定の関与の必要性はある。 賃面有料道路の移管が実現するまでは関与の必要性が高い。 常勤者で続けていくことについて、数年は見直すべき。仕事量が減少していると考えられる。 	<p>条</p> <p>料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に向けて、少なくとも賃面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する必要があるため、引き続き府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。</p>			

A 認められる
B 一定認められる
C それほど認められない
D 認められない

認 人的関与の必要性が認められる
条 必要性が条件付きで認められる
不可 人的関与の必要性が認められない

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要(案)

資料1-2

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ(案)			
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性					
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)	必要性	ポストごとの審議会意見
2	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)	<p>【条件付きで認められたポスト】</p> <p>当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。</p> <p>現在、大阪市では、西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定、行政とは異なる弾力的・専門的な労働対策業務、警察・労働局・府・市などの関係機関との連携</p> <p>○日雇労働市場の縮小や労働者の高齢化などの環境の変化を踏まえ、中期運営方針に掲げた目標の達成</p> <p>○「西成特区構想」に基づき取組みを踏まえた法人運営(あいりん総合センターの現地建替えに向けた調整)</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○行政機関や関係団体との連携、及び、法人の総合的な意思決定</p> <p>○中期運営方針の実現に向けた法人マネジメント</p> <p>○西成労働福祉センター(あいりん総合センター)の本移転施設のあり方検討</p>	A-6		A-3		認-5		条-2	不可-0	条	<p>当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。</p> <p>また、大阪市では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>
		業務執行理事 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。</p> <p>現在、大阪市では、西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定、行政とは異なる弾力的・専門的な労働対策業務、警察・労働局・府・市などの関係機関との連携</p> <p>○日雇労働市場の縮小や労働者の高齢化などの環境の変化を踏まえ、中期運営方針に掲げた目標の達成</p> <p>○「西成特区構想」に基づき取組みを踏まえた法人運営(あいりん総合センターの現地建替えに向けた調整)</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○事務局長兼務、各種事業の見直し・改善、法人を代表しての対応、「大阪ホームレス就業支援センター運営協議会」会長としての職務</p> <p>○「労働施設検討会議」委員としての職務</p> <p>○中期運営方針に基づく毎年度の経営目標の設定及び達成に向けた実務</p> <p>○あいりん労働福祉センターの仮移転施設における円滑な事業の実施</p>	A-6	B-1	C-0	D-0	A-4	B-3	C-0	D-0	認-5	

A 認められる
B 一定認められる
C それほど認められない
D 認められない

認 人的関与の必要性が認められる
条 必要性が条件付きで認められる
不可 人的関与の必要性が認められない

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料1-3

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性			
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)	必要性	ポストごとの審議会意見
3	(公財)千里ライフサイエンス 振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>府と連携して、府のバイオ戦略を推進する中で、若手研究者の育成など法人が果たすべき役割を担うため、「産・学・官」の連携スキームとして、理事長（非常勤）は研究者、実務を担う専務理事兼事務局長は府関係者、それ以外の役員（非常勤）は産業界等から構成する法人経営体制を講じていることの妥当性が一定認められる。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○競争的資金を獲得し、実用化支援事業を強化</p> <p>○外部資金獲得やコスト縮減などによる経営基盤の強化</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○文部科学省等と積極的に交渉を進め、競争的資金獲得に注力</p> <p>○財団業務の総括責任者として、事業全般・経営、財務全般の企画・執行管理を行う。（理事長（非常勤）は、研究者であるため、実務・経営面を代行。）</p> <p>○府内ライフサイエンス産業振興の推進のため、大阪府ライフサイエンス産業課と、当財団との連携強化</p>	A-5	<p>【A】</p> <p>・大阪府のライフサイエンス産業振興推進に繋がるという視点からの活動となるために重要性が認められる。</p> <p>・府の地場産業でもあるライフサイエンスに関し、大学や企業を繋いで、研究や実用化を支援することに府が関与すべき重要性は認められる。</p> <p>・研究成果の実用化という難度の高い支援事業を強化する必要があるため。低金利時代における財産の効率的運用や外部資金の導入、経費削減の推進等、課題が大きい。</p> <p>【B】</p> <p>・研究と実用化支援との旗振りとして重要。</p> <p>【C】</p> <p>・理事長補佐として、誰からも見える仕事を残していく事が必要。</p>	A-2	<p>【A】</p> <p>・強い関連性が認められる。</p> <p>・文科省等との交渉や産学官の連携をスムーズに進めるために一定の必要性は認められる。理事会等の意思決定機関の会議回数及び経費削減の観点から常勤ではなく非常勤でも可能と思われる。</p> <p>【B】</p> <p>・他の役員が非常勤であり、課題となっている諸活動を確実に進めるうえで関連性は一定認められる。</p> <p>・府自身も出捐者であることから、府出身者を役員として派遣することについては、一定の必要性が認められる。</p> <p>・対外的な交渉機能については重要と考えるが、競争的資金獲得による支援事業の強化については、今後より適当な人材がいなければ検討すべき。</p> <p>【C】</p> <p>・研究者の調整、橋渡しや外部資金の獲得などは府関係者に限らず可能であると考えられる。府のバイオ戦略を推進するため。</p>	認-5 条-2 不可-0	<p>【認められる】</p> <p>・円満な実用化を支援するべく関与が必要である。</p> <p>・多忙で不在がちな理事長補佐としては必要。</p> <p>・一定の関与の必要性は認められるが、専務理事が常勤であることの必要性については検討する余地がある。</p> <p>【条件付きで認められる】</p> <p>・いわゆる裏方の事務に関して府が関与する必要性自体は理解するが、常勤の理事というポストがなければならぬ必然があるとまでは言えないのではないかと。事務局長職との役割分担については再考しても良いように思われる。</p>	認	<p>府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認められる。</p> <p>また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置していることに一定妥当性はあるが、役員の配置形態や役割分担については、検討の余地があると思われる。</p>

A 認められる
B 一定認められる
C それほど認められない
D 認められない

認 人的関与の必要性が認められる
条 必要性が条件付きで認められる
不可 人的関与の必要性が認められない

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料1-4

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性			
					重要性	（委員からの意見）	関連性	（委員からの意見）	必要性	（委員からの意見）	必要性	（委員からの意見）
4	(公財) 大阪府 国際交流財団 (H1.1.25)	常務理事 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>当該法人は、外国人労働者の増加など府の国際化施策を取り巻く環境が大きく変化中、平成33年度末までとしていた存続期間について、今後も存続させ、今日的課題に対応するとともに、理事長を非常勤とし、新たに常勤の役員を配置することとされたところである。</p> <p>このような状況の中、府施策に沿った外国人住民の安心・安全に向けた環境整備や多文化共生機能の強化が求められている。また、府が出損している基本財産を保持する一方、収入確保策に取り組み、健全な経営を行う必要がある。これらの課題に対応するためには、府と法人との密接な連携が必要であり、対象役員に府関係者を就任させる必要が認められる。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○第3期中期経営計画を確実かつ強力に推進</p> <p>○既存事業の見直しや新たな収入確保等による財政基盤の強化</p> <p>○府内在住外国人や外国人旅行者の増加が見込まれるなか、多文化共生の拠点機関としての役割を担う</p> <p>○重点事業である「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」の取り組み</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○法人唯一の常勤役員として第3期中期経営計画の推進</p> <p>○法人事務局運営のマネジメント（理事長（非常勤）は、民間企業の会長兼社長。）</p> <p>○「外国人相談の強化」と「災害時多言語支援の強化」は、府の喫緊の重要課題でもあり、府が関与し、ミッション達成を主導していくこと</p>	<p>A- 6</p> <p>B- 1</p> <p>C- 0</p> <p>D- 0</p>	<p>【A】</p> <p>・外国人相談の強化、災害時多言語支援の強化とも取り組むべき課題として重要である。</p> <p>・府内在住外国人や旅行者の増加や相談機能の強化や災害時支援等、重要性が認められる。</p> <p>・海外からの人材を受け入れ、そのような人材の活動を支援していくことは、府の施策にも合致するものであり、重要性が認められる。</p> <p>・府内在住外国人や外国人観光客の増加など、状況の変化が急激に進む中、災害の増加に伴い迅速な対応が求められるなど課題は重要かつ大きい。</p> <p>【B】</p> <p>・在阪外国人、インバウンドも含めた外国人向け対応として多言語が必要であり、決められたから、方針だからと言って、単にやるだけでは意味がない。携わる者として、相手（外国人）の身になって、対応すべきところが多々見える。</p>	<p>A- 4</p> <p>B- 2</p> <p>C- 1</p> <p>D- 0</p>	<p>【A】</p> <p>・在留外国人の増加が予想されており、外国人との対応、また、災害時等の急な対応が必要なケースを想定すると、大阪府との連携の必要性は認められる。</p> <p>・府がほぼ全額を出捐していることから、府出身者を役員として派遣することには必要性が認められる。</p> <p>・府の労働、観光、多文化共生等にかかわる施策に沿った事業を推進する必要があるため。</p> <p>【B】</p> <p>・府が関与し、ミッションを主導していく上で関連性が一定程度認められる。</p> <p>・府と連携し、諸施策を推進しつつ、基本財産を保持し、健全な運営をするために関連性が一定認められる。</p> <p>【C】</p> <p>・役員は内容をよく把握しているのか？力を入れている多言語対応を理解して欲しい。オペレーターの教育と共に、携わる人達も教育を受けるべき（おもてなし教育等）。</p>	<p>認- 6</p> <p>条- 1</p> <p>不可- 0</p>	<p>【認められる】</p> <p>・関与の必要性が認められる。</p> <p>・いわゆる裏方、事務方の役割を担う者が、役員の中には他にいない状態であることから、府が常勤役員を派遣することには、必要性が認められる。</p> <p>・急激に変化する課題に府の方針を踏まえて取り組む必要があるため。</p> <p>・今後、人件費（現職の場合）アップに関して、その妥当性が外部に適切に説明できるよう努力を続けていただきたい。</p>	<p>認</p> <p>当該法人は、府内在住外国人や外国人旅行者の増加が見込まれるなか、多文化共生の拠点機関としての役割を担っており、府施策と連携した環境整備や機能強化が求められている。</p> <p>また、多文化共生社会実現のために外国人向けのワンストップ相談窓口の整備や、災害発生時に在住外国人や外国人旅行者に対する災害時多言語支援の強化も重要課題であり、府と法人との密接な連携が求められており、府関係者を就任させる必要が認められる。</p>	

A 認められる
B 一定認められる
C それほど認められない
D 認められない

認 人的関与の必要性が認められる
条 必要性が条件付きで認められる
不可 人的関与の必要性が認められない

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

資料1-5

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性		必要性	ポストごとの審議会意見
					重要性	（委員からの意見）	関連性	（委員からの意見）	必要性	（委員からの意見）		
5	(株)大阪国際 会議場 (S33.8.9)	専務取締役 (常勤)	<p>【必要性が認められたポスト】</p> <p>当該法人は、平成26年度から平成30年度まで指定管理者として、府立国際会議場の管理運営を行っており、指定管理応募時の提案内容の確実な履行が求められる。</p> <p>当該法人に対する府の出資比率は50%であるが、議決権比率では50.34%と50%を上回っていることに加え、今後、厳しい経営が見込まれることなども踏まえると、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うため、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○府立国際会議場の指定管理者として、平成31年度から10年間の管理運営</p> <p>○公募時に提案した国際会議の誘致件数目標の達成</p> <p>○指定期間中に予定されている大規模修繕に伴う大阪府との調整</p> <p>○大阪府への納付金の確保及び出資金の保全</p> <p>○誘致が予定されているIR施設との住み分けなどの将来を見通した戦略立案</p> <p>【対象役員の職務との関連性】</p> <p>○指定管理応募時の提案内容の確実な履行</p> <p>○設立目的に沿った法人経営と府出資金の保全</p> <p>○府の意思を十分反映した社内合意形成と経営戦略の策定・実施</p>	<p>A- 4</p> <p>B- 3</p> <p>C- 0</p> <p>D- 0</p>	<p>【A】</p> <p>・国際会議の誘致、開催、それらに伴う経済効果の確保といった府施策を実現するために必要性が認められる。</p> <p>・大規模修繕の必要性や、IR誘致が成功すれば設置される見込みである大型MICE施設と競合しつつ連携する必要があるなど課題は困難かつ重要であるため。</p> <p>【B】</p> <p>・課題の重要性は、一定程度認められる。</p> <p>・新専務は、以前から勤務されていた方のように、よく仕事内容もご存知だと思うが、他役員、特に取締役について、有効に協力してもらっていくようにしてほしい。</p> <p>・国際会議の誘致や修繕の計画的実施に向けた調整など、重要性は一定認められる。</p>	<p>A- 3</p> <p>B- 3</p> <p>C- 1</p> <p>D- 0</p>	<p>【A】</p> <p>・株式会社筆頭株主として取締役を派遣し、経営に関与する必要性は認められる。</p> <p>・府が半数出資しており、法人の意思形成、決定に府の意向を関与させる必要があることを考えると、関連性が認められる。</p> <p>【B】</p> <p>・指定管理応募時の提案内容の確実な履行の面で一定程度関連性がある。</p> <p>・新任役員が多数で、内容的にどう機動的な力を出してもらえるか、引き出していくか、ご尽力下さい。</p> <p>・出資金の保全や府の方針を反映した企画、立案、実施など、関連性が一定認められる。</p> <p>【C】</p> <p>・指定管理者となった現状下で一定の関連性は有する。</p>	<p>認- 7</p> <p>条- 0</p> <p>不可- 0</p>	<p>【認められる】</p> <p>・とりわけ指定管理応募時の提案の確実な履行の上で関与の必要性が認められる。</p> <p>・営業力は、この施設をよく知っていて利用方法を活かせる人だと思つので、必要である。</p> <p>・府出身の常勤取締役が、1名のみで他にいないことを考えると、必要性が認められる。</p> <p>・指定管理者としての提案の履行や、納付金の確保等に府の人的関与が必要条件となるなら、指定管理者を募集することの意味は希薄と言わざるを得ない。指定管理者に選定された結果を受けて、より効率的に府の意思を反映させるために関与の必要性は認められる。</p> <p>・将来的には、株式会社でもあり、府の関与を減らしていく努力が必要。</p>	<p>認</p> <p>当該法人は、令和元年度から令和10年度まで指定管理者として、府立国際会議場の管理運営を行うこととしており、府への納付金の確保など指定管理応募時の提案内容の確実な履行が求められる。</p> <p>また、今回の指定管理期間中に大規模修繕が予定されており、修繕を担う府との間で綿密な調整を行う必要がある。加えて、今後誘致が予定されているIR施設との住み分けなど将来を見通した戦略立案についても、府との連携は必要であるため、府関係者の役員就任の必要性は認められる。</p>	

A 認められる
B 一定認められる
C それほど認められない
D 認められない

認 人的関与の必要性が認められる
条 必要性が条件付きで認められる
不可 人的関与の必要性が認められない